

岡崎市土砂災害対策改修事業費補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を実施する者に対し、予算の範囲内において岡崎市土砂災害対策改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保することを目的とする。
- 2 前項に規定する補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 土砂災害対策改修
既存の住宅等について、土砂災害に対する安全性を向上させるために外壁の改修や塀の設置等を行い、当該住宅等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させるものをいう。
- (2) 建築士
建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項の規定による2級建築士をいう。

(補助の対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。
- (1) 法人その他の団体を除く次に掲げるいずれかに該当する者。
ア 住宅等を所有する者。
イ 現にその住宅等に居住する者で所有者の同意を得られた者。
ウ アと同等の権利を有する者。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

(補助の対象建物)

- 第4条 補助の対象建物（以下「補助対象住宅等」という。）は、岡崎市内の土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅等（当該区域の内外にまたがるものを含む。）で、次の各号のすべてを満たすものとする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に著しく違反していないもの。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に、建築された住宅等で、建

築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であるもの。

- (3) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの。
- (4) 補助金交付申請を行う時点で現に使用しているもの。
- (5) 当該住宅等及びその敷地において、過去に岡崎市土砂災害対策改修事業費補助金、岡崎市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの。
- (6) 次条に規定する補助事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないもの。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であって、建築士が構造設計を行い建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを当該建築士が証するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、前条の補助事業において土砂災害対策改修に要する工事費とし、3,360千円を限度とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に23%を乗じて得た額とし、772千円を限度とする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による事前相談書を岡崎市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前相談書は、次条に規定する補助金を交付申請しようとする前年度の9月の第2金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、様式第2号による補助金交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書は、補助事業に関する契約書を取り交わす日及び補助事業に取り掛かる(以下「着手」という。)日より前かつ補助事業を実施する年度の11月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

3 申請者は、次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。ただし、当該地区において主管課が管轄する事業により、補助の対象建物を除却することが決定している場合は、補助金の交付申請はできない。

- (1) 土地区画整理事業区域
- (2) 都市計画施設区域

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決

定通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業に着手したときは、着手日から起算して10日を経過する日までに様式第4号による着手届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに補助事業に着手できなかったときは、当該期日までに様式第9号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(地位の承継)

第11条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により、第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人(以下「承継人」という。)が交付決定のあった内容で補助事業を実施する意思があるときは、様式第5号による承継届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項(第1号を除く。)の規定を適用する。

- 2 前項に規定する承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第14条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保に供してはならない。ただし、岡崎市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を土砂災害対策改修の工事請負契約を締結した者(以下「事業者」という。)へ委任する場合(以下「代理受領」という。)はこの限りでない。

(補助金の変更承認申請等)

第12条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、様式第6号による補助事業変更承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、様式第8号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業を完了できない場合は、当該期日までに様式第9号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する補助事業変更承認申請書は、補助事業の変更内容に着手する日の前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 第1項に規定する変更届は、変更した日から起算して10日を経過する日かつ完了する日までに市長へ提出しなければならない。

(補助金の変更承認)

第13条 市長は、前条第1項に規定する補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付決定額の変更を承認し、様式7号による補助金変更承認通知書により申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の廃止又は中止)

第14条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になり廃止又は中止をしようとする場合は、様式第10号による廃止(中止)届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第10条第2項に規定する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第11号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第9条第1項に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月の第1金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、様式第12号による補助金確定通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第17条 前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた交付決定者(以下「確定通知者」という。)は、様式第13号による補助金支払請求書に別で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金支払請求書は、前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた日から起算して30日以内かつ通知を受けた日の属する年度の3月末日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する補助金支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付する。ただし、代理受領を行う場合は事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部につ

いて期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱その他法令に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に該当していないことが判明したとき。
- (4) 第9条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日までに第10条第1項に規定する着手届が提出されなかったとき。ただし、第10条第2項により遅延報告書の提出があった場合を除く。
- (5) 第10条第2項による遅延報告書の提出があった場合で第10条第2項に規定する日から起算して60日を経過する日かつ第9条第1項に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに着手届が提出されなかったとき。
- (6) 第11条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する承継届が提出されなかったとき。
- (7) 第12条第3項に規定する日までに、同条第1項に規定する補助金変更承認申請書又は変更届が提出されなかったとき。
- (8) 第14条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する廃止(中止)届が提出されなかったとき。
- (9) 第15条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (10) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- (11) 補助金の運用及び補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (12) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (13) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第19条 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第20条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間以内に市長の承認なく補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過した場合はこの限りではない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。